# 2022年度兵通研集会記録(2022·6·5)

テーマ:「等しい命」

会場:赤穂市民会館 大会議室

講演:第2部「障害のある人の今と過去、そして近未来

障害権利条約に学ぶ 通訳者一人ひとりに問われること」

藤井克徳氏 (NPO 法人日本障害者協会代表/きょうされん専務理事)

それではみなさん改めて、今日はどうもありがとうございます。

私の紹介は、今ありましたように、61 の障害団体を東ねている日本障害者協議会の代表、それから、 きょうされん (共同作業所全国連絡会)の専務理事をやっています。それ以外にも、兵庫のご縁で言いま すと、明石市のインクルーシブ条例が今年度から始まりましたが、その検討委員会の委員長を 3 年間さ せていただきました。同じく明石市で優生保護法にまつわる条例案検討の際もアドバイザーをさせてい ただきました。

また一昨年は、優生保護法の神戸地裁の方で証人尋問をさせてもらいました。そんなこともあって、兵庫県の皆さんとは親近感を覚えています。

兵通研に関しましても、過去にもお話しさせてもらったことがあります。本当は今回も会場の赤穂市に行って、直にお会いできればよかったのですが、まだまだコロナが収束したとは言えず、私どもの方の団体方の意向も含めて今回は Zoom にさせていただきました。

さて、今日は、河﨑先生が各論といいますか、日常の実践のとても大事なお話をされました。私は少し 大きな視点で、今の障害問題をどう見るのかということをお話ししようと思います。

タイタニック号を皆さんご存知ですよね。あの 100 年以上前に沈没してしまった豪華客船です。600 もの部屋がありました。仮に兵通研の皆さんがこの部屋をあてがわれたとします。この部屋をどうぞ自由に飾ってくださいと。そうすると上田運営委員長はじめ、仲井さんも皆さんも大ハッスルしてその部屋を飾る、飾った。モスグリーンのカーテンを下げて、フカフカの絨毯で、美味しいブランデー、ワインなんかもセンターテーブルに置いてある。上田委員長はぐるっと見て回って、「いやうちの部屋が一番だよ」そんなことをお話しされる。しかしたった 10 分か 15 分後にこの船が沈むとは誰も知らなかったわけです。もしわかっていたら、仲井さんなんかは、船長の足にかじりついてハンドルを奪い返したかもわかりません。結局船は沈んでしまいました。

今言った例えは、船室は手話の実践、手話の活動する舞台です。そして船の方向は政策や運動。つまり言いたかったことは、どんなに手話の技術を研いても、船が沈没したら何もならないということです。やはり船の針路をいつも見極めて正しく持っていく。それからもちろん、船室がコンクリートの打ちっ放しだったら塩水が入ってきてみんな死んでしまいます。船室もきちんとしていく必要がある。船の進路と船室を飾ることを両方バランスよく取り組んでいくということは、支援者、支援する側の、あるいは手話をされる方々の、いつも念頭におくべきことと思います。今日は、私の話はどちらかというと、船の針路、船の方向ですね。このことをお話していきながら、皆さん達の実践に少しでも役に立てればと思いま

前置きはここまでで、お話は大きく四つほどにわけています。

一つは、今と現在、今と過去と未来ということです。今というのは最近の障害分野をめぐる主な動き。 特に今日は、戦争という問題がにわかに浮上しています。この問題ともう一つは優生保護法の問題。これ は今を生きる障害分野に携わっている方たち、ろう者も手話通訳者もやはりきちんと押さえておくべき こと。船の針路にかかわる問題です。

それから、次に、歴史を少し見て行こうと思います。以前にも兵通研でお話ししたことがあるかもしれませんが、私はずっと、ナチスドイツ時代に障害者が置かれてきたことにこだわってきました。NHKとも共同取材で現地に入りました。ドイツにも何度か入りました。今日はそのうちの、番組の一部をごく短縮バージョンで見てもらおうと思います。こんなことが過去にあったのだと。

そして三つ目はですね、近未来。これは皆さん方も何度も勉強している障害者権利条約。権利条約は何度勉強してもいいです。なんど勉強をしても。今日は少し、そのことについてもう一度大事なことをお話ししようと思います。特に、河崎先生のお話と関係しながらお話ししようと思います。

四つ目が最後ですが、今日、赤穂市民会館に集まっている皆さんたちに対しての期待、それから、オンラインでアクセスをしている人たちも含めて、みなさんたちへの期待、こんなことを述べていこうと思っています。

# Ⅰ 障害のある人の今―看過できない事象

そこで、まず、戦争が、ウクライナ戦争が始まってしまいましたね。2月24日でしたか。ロシアがま さかまさか、…「人生とか社会っていうのは上り坂下り坂、もう一個"坂"があります。それは まさか です」という冗談がありますが、まさに、「まさか」が起ってしまったわけです。戦争というものは一番 障害者にとってはよくない、障害者に関係なくよくないのですけれども、とりわけ障害者にとっては嫌 な響きで、もうあの日から心がざわざわ、ざわざわしていました。そして、ちょうど 10 日目です。3 月 の6日、この日は日曜日でした。仕事があって少し原稿を書いていて、夕方までかかるかなと思っていた のが2時ぐらいに終わったんですね。そこで時間がちょっと余ったので、そうだ、何か自分で、しなけれ ばと思っていたんだけれども、ウクライナの同志、ウクライナの同胞、仲間達にメッセージを送ろう、と 思い立ちました。自分ができることはこれぐらいしかない。待てよ。メッセージを書くのだったら、比較 的翻訳が本文とズレがないポエム、詩にしてみよう。もちろんアマチュアですから、うまくないのだけ ど、これでも必死になってですね、詩にチャレンジをしました。2時間ほどでこの詩が出来上がりました。 その日の夜のうちに、友人でモスクワに滞在した経験のある人がいて、彼に頼んだら、「藤井さん、ウク ライナ語にできますよ。やりますよ。翻訳。それからウクライナっていうところはロシア語を話す人が8 割ぐらいいらっしゃる。だからロシア語でもやりましょう。それから英語は比較的やっぱり通じる人が 多い。」と。「よし、じゃあウクライナ語とロシア語と英語版を頼むよ。」と言って 2 日後に出来上がり、 そして8日の日にそれを発信しました。そんなことで、発信していったのですが、ただ闇雲に発信しても 仕方ないので、ヨーロッパ障害フォーラムというところに、うまく繋がる方法はないか尋ねました。教え てくれました。ウクライナ障害者国民会議に繋がったんですね。そして、そこの専従の事務局員さんと交 信が始まります。

まず、写真をちょっと見てもらいましょうか。ラリーサさんという先方の事務局員さん(兵通研で言うと上山さんみたいな感じかな)から送ってきました。手短に8枚ほど、ちょっと見ていきましょうか。

最初は、精神障害者の居住施設です。これは病院ではありません。大型のグループホームです。これが 爆破されるということですね。

それから次は、障害を持っていた人たちの車が、めちゃくちゃに、それからご自身の家が爆破された状況ですね。

次は、80歳の女性なんです。スヴェトラーナさんだったかな。この方は耳が聞こえません。元々パンを焼くのが大好きで、パンを焼いて、そして兵隊さんたちに配って回っている様子。

それからハリコフという地名をよく聞くと思いますが、東側ですね。そこでとうとう逃げようという車 椅子ユーザーの障害者が必死になって地下鉄に乗っている瞬間。これは自撮りで障害者自身が撮ったも のです。

この方はアレクサンドル・コノノフさんとおっしゃって、有名な、ご自身が障害者でありながらボランティアをやっている、そしてヤギを飼っている方です。ご自身が、左足が義足、右手が欠損。とても悲しいのだけども、この方が自宅で銃殺にあってしまった。この方はもういないんですね。みんなこれは悲しんだそうです。

そして次はですね、事故で足をなくしたヴァシリーさんっていう方なんですけれども、自分もロシア占領軍と戦うんだということで志願して、そして銃を持って戦地に向かった、最前線にむかった。今のところこの段階ではどうなったかわからないということになっています。

それから女性の人達が、銃後の、銃の後ろ側って言う意味ですけれども、自分たちも銃の後ろ側で何かできないかということで、火炎瓶を作っているんですね。

こんな写真が今、週に一度ぐらいずつ送られてきているということであります。

私が書いた詩、今日は兵通研の方に読んでもらおうと思っています。上山さんどなたか読んでくれる人が決まっていますか?では、お名前を言って、最初の詩、「連帯と祈り」という詩ですが、これを読んでいただけますか?

(今から詩を読ませて頂きます。林です。)

連帯と祈り ~ウクライナの障害のある同胞~~ 戦争は、障害者を邪魔ものにする 戦争は、障害者を置き去りにする 戦争は、優生思想をかきたてる 大量の障害者をつくり出す最大の悪、それが戦争

朝一番のニュースを恐る恐る キエフの包囲網がまた狭まった 教会も文化財も悲鳴を上げて崩れ落ちる 禁じ手が反古にされ原子力発電所から火の手 殺し合いでなく話し合いを 侵攻でなく停戦を 停戦でなく平和を 青い空と黄色の豊作に似合うのは平和

私たちは祈ります 西北西の方角をじっとみつめながら 心の中から希望が切り離されないように とにかく生き延びてほしい

戦争は、障害をたちどころに重くする 戦争は、障害者の尊厳を軽々と奪い去る 戦争は、障害者の明日を真っ黒に塗りたくる 早いうちに、否、この瞬間に終わらせなければ

もう一度くり返す とにかく生き延びてほしい たとえ、食べ物を盗んでも たとえ、敵兵に救いを乞うてでも

遠い遠い、でも魂はすぐ傍の日本より

はい。いいですよ。お名前なんと仰いましたか。 (林と申します)

林さんは朗読うまいですね。

どうぞこの詩は、今日視聴者の方等、自由に自分で読んでどこに配信しても結構ですから、たくさん配ってもらったらと思います。きょうされんのホームページを見るとウクライナ語版や英語版、ロシア語版が出ていますので。まもなく5作目ができ上って、5つの詩が今出来上がります。これでもって一段落します。他の詩もまた読んでもらったらいいと思います。ウクライナ戦争関係だけで5つ作っていますので。またご覧いただければと思います。

さて、今度は、国内です。優生保護法問題。レジュメに書いてあることは、時間の関係で全部は今日お話しできないですが、今日ここにお集りの方たちはおよそこの言葉を聞いたことがあると思うんですね。優生保護法というのは、1948 年から 96 年までこの社会に君臨した、居座った法律。悪法です。優生保護法が終わってから 26 年経ちます。そうですね、自分の年齢から 26 を引くと、優生保護法と同居した年数になります。26 歳になってない人は、同居してはいないわけですよね。つまり自分の年齢から 26 を引いた期間、この優生保護法、悪法と一緒にいた。連帯責任とは言いませんけれども、遠い遠い昔の話ではないということです。

今この問題がようやく、蓋が開いて、すなわち裁判になって、そして社会問題化していて、さあ国はどうするか。後で言いますけれども、高等裁判所の判決が出ました。国は負けました。さあどうするのか。 ハンセン病の問題のように、国は全面的に謝るのか、そこが今注目されています。

なぜこの問題を取り上げたかというと、今日のテーマではありませんけれども、過去と現在と未来というのはつながっているわけですよね。今は、私が話をしている瞬間に過去になってしまうわけです。過去と現在、未来は繋がっています。ドン・キホーテという小説がありますね。セルバンテスの。こう言っています。「過去が現在を導き、現在は未来を映し出す鏡である。」つまり、今というのは、過去と繋がっていると。同時に、今をよく見ると未来が見えてくるというのです。つまり、障害者政策も今きちんとしておかないことには、未来というのは展望がないんですよね。

この優生保護法問題というのは、戦後最大の人権侵害でありながらまだ未決着なわけです。こんな人権 侵害を放っておいて、そして障害者問題の未来を語っても、何か足場がグラグラしている上に、ふらふら してる上に未来を語っても、まともな未来展望ができません。ですから、この問題は、未来を語るうえか らも、きちんと決着をつけていく必要がある。偶然にして皆さん方は、この、未来を固めていくためにも 決着する時期にちょうど遭遇しているわけです。皆さんたちの後輩のためにも、ここはしっかりと総括 して、そして、これまでの誤りを正して、改めて足場を固めて未来に向かう。そういう意味があるのです。

ここで、もう伝わっていると思うのですが、とても悲しいお知らせをしなくてはいけません。裁判に25人立ったのですけれども、うち5人が亡くなっています。それくらいこの裁判というのは高齢を伴っているということで、苛烈なのですね。過酷なのです。昨日、5人立っている兵庫県の中のお一人、小林喜美子さんが他界されました。逝去されました。

私も何度かお会いしてね、とても手をぎゅっと握ってくれるのです。「藤井さん、良い証言してください。お願いしますよ」と言われて、「頑張りますよ」と言ったのが、一昨年の10月29日でした。この11月12日の法廷でも、ご本人とも会って、ご主人の寶二さん共々、また会いましょうなんて言ってですね、その後もお会いしましたけれども、残念ながら裁判の結果を見ることなく、国の決着の仕方を見ることなく、亡くなりました。今日、私はそういう意味では弔い講演みたいな感じがしているのです。

さて、画面を見て頂きますと、こんな風になります。

全てのもとはここから始まるんですよ。優生保護法。法律というのはどんな法律でも目的条項があります。目的条項は、大体、第一条か第二条にあります。この優生保護法の第一条の目的、何書いてあるかと言うと、"この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに"こう書いてあります。このたった1行ほどなんだけれども、3つに分解できます。

"優生上の見地から"、これは平たく言うと、優生思想の立場からということ。それから"不良"は誰?障害者なのです。ろう者、精神障害者、知的障害者など、障害者全般を指します。そして、"不良な出生を防止する"。その不良な子孫の出生、子孫の出生を防止する。障害者は、また障害者を産むに決まっているという固定観念ですね。優生思想ということを振りまいて、障害者は不良と決めつけて、かつ障害者はまた、(障害のある)子どもを産むと決まっていると決めつけて。こんな恐ろしい法律があったのです。片っ端から障害者を探しだして、お腹にメスを入れる。

この法律はさっき言ったように、1948年に出来上がりました。ちょっと詳しい人からは、「藤井さん、

48 年って言ったら新しい憲法が生まれた翌年じゃありませんか。憲法には基本的人権とあったはずですよね。」こういう質問が飛んできそうです。そうなのです。新憲法下で生まれたのがまた大きな問題です。つまり、憲法は変わったけれども憲法を誰が運用するかというと、やっぱり人なのですね。そして、憲法が変わったけれども、人の頭の中は戦前、戦中、戦後変わってないわけです。それで、この法律が平気で生まれたわけです。

では、この法律が突然生まれたかと言うと、その前身があります。それは国民優生法といいます。国民優生法がいつ生まれたかと言うと、戦争が始まる1年前、1940年。これが戦時中ずっと生きてきて戦後も生きていて、そして電車が連結するように、ガチャンと優生保護法に連結したんですね。では、この国民優生法の目的を見ていきましょうか。どう書いてあるか。こうなっています。本法、この国民優生法という法律は、悪質なる遺伝性疾患の素質を有するものの増加を防遏するとともに…、要するに、悪質な素質が増えること防ぐことです。一方で健全なる素質を有するもの、つまり健康な人の素質の増加をはかっていくんだと。そして国民全体の質の向上をはかる。ここでは、はっきり言うと、強い兵隊さんになれるようにということです。悪質なる遺伝性疾患というのは障害者のことなのです。このようにして、障害者を、悪質なるだの、不良だのと言った。その背景には、戦争中、障害者は「穀潰し」とか、「米食い虫」とか、それから「非国民」などと言われてきたことがあります。ですから、たとえ新憲法であろうがその憲法を運用するのは人間であるということ。人間の頭は、戦前戦時中変わっていなくて、そっくりとこの戦後の、1948年の優生保護法に繋がってしまったということです。

では、どれくらいの人が被害にあったかと言うと、厚労省が発表しているだけで、24,933 人。このうちの、同意有というのは、本人が了解しましたよという人が、8,518 人。これについては、今わかってきたことは、ほとんどが強制同意だったということです。つまり家族から、医者から、「なぁ、お前、万が一でも障害がある子が産まれたら困るだろう。」と説得されて。そうやって小林さん達も妊娠中絶なんかさせられました。妊娠中絶はこれに加えて58,972 人。合計8万数千人。でもこれは役所が発表した数のみです。闇でどれくらい行われていたかですよね。

この問題について、4年前の2018年1月に初めて訴訟が起こされました。それから、私も私もと言って、25人。そのうち、小林喜美子さんも入れて5人が亡くなってしまいましたが、今20人は係争中です。

裁判に詳しい方は知っているように、どの地方裁判所も憲法違反と言っているんです。子どもを産む権 利を侵害したと、こう言っているんです。

ただし、「残念ですね。事が起こってから 20 年間経つと国家賠償の請求権というのは失われてしまうんですよ。」「残念ですね。憲法違反であることは分かったんだけど、認めますけれども、もう裁判に訴える権利があなたにはないんですよ」こんなことを言われたのですね。

それを覆してくれたのが、大阪高裁、東京高裁です。2月と3月。地裁は、民法という法律の中で、20年間経つと訴えられませんと言ってきていますが、そもそも憲法が民法の上にあるでしょうと。なぜ、地方裁判所は憲法の上に民法があるが如く、こんなおかしな判断をしたんですかと。実にスッキリとこう言ってくれたんですね。

そこで、国はどうするかなぁと見ていたら、国は、第3審といって最高裁で負けるはずがない、戦うんだと言って、今、最高裁に上告しました。

でも、今みんな90代です。最高裁にいくとまた2年3年かかります。もう人道的にもこの問題はどう

なのかというので、国と話し合いを進めて、国会でもう一度考えましょうという方向で進んでいます。

国は一時金支給法という法律を作りましたが、支給される額は 320 万円。その上一向に申請が上がってこない。2万 5000 人も手術を受けていて、認定件数はたった 990 人。それから決定的な不備だったのが、この法律は人工妊娠中絶、つまり障害を理由に片っ端から堕胎をされた方たちは含まない。こんな不備がいっぱいあるのです。それで、結局、申請が少ない。

今現在、国会に持ち込まれようとしています。まだ水面下ですが、そして、参議院選挙までには間に合わなかったのですが、参議院選挙が終わってから本格的にこの問題を国会として向き合ってもらう。私個人は、一時金支給法の延長線上には答えはないと思っています。あんな不備な法律は駄目です。そもそも一時金支給法という言葉自体がおかしい。やはり大事なことはお金もあるけれども、原告が言っている通り、尊厳と人権の回復、まずこれをきちんと謳う。そして責任主体、これをきちんと国が認める。今の一時金支給法では、この責任主体は「我々は」と国民一般になっているんですね。主語が。これをきちんと「国が」に変える。それから、総括をきちんとする。もちろん補償は、東京高裁が言っている1,500万。これは配偶者や人工妊娠中絶された人も含めて。こう見ていくと、今の一時金支給法では無理なんですね。改めて優生保護法に関する基本法、これは、優生思想は克服しましょうという基本法、それから救済するための実体(じってい)法を作る必要があると思います。基本法は、優生思想は駄目ですよという理念法。実体法は、補償、人権回復、尊厳の回復、責任主体の問題、総括をやります、こういうことを具体的に盛り込んだ法律をいいます。この二つの法体系で考えていく必要があると思っています。

そういう点では、特にその中でも注目したいのは、明石市の優生保護法の条例です。特に、宇野はるこさんも市役所にいながら頑張ってくれましたので、これは是非、皆さん達の中で改めて勉強されたらよいのではないかなと思います。これから国の方向性を考えていくうえでも、明石市の条例は参考になると思うんですね。

画面を見て頂きますと、これは東京高裁で勝った時の様子や、その後に行った路上集会の様子です。厚 労省の前で、もう国は上告しないように、最高裁判所に訴えないように、ということを、弁護士も原告も 私たちも必死に訴えましたが、とうとう国は上告してしまいました。でも今、もう一回国会に引き戻そう という流れになっています。

ここでまたひとつ、詩を読んでもらおうと思います。

これはつい最近書いた詩です。実は、優生保護法問題の原告、被害者が、「謝罪してほしい、ちゃんと 償いもしてほしい、責任も認めてほしい」と何度も厚労省を訪問したのですが、その時、跳ね返す言葉と して厚労省はこう言いました。「当時は適法だった。当時は合法だった。法にかなっていた。」この一点張 りだったんですね。このことを私は詩に託して作ってみました。これもまた、今日お読みになって、皆さ ん方がいろんな所で使ってもらって結構です。

では次の朗読をお願いいたします。またお名前を言っていただいて、よろしくお願いします。

(もう一度、林が読ませていただきます)

#### 訣別

ひんやりとしたお役所に溶け込んでいる言葉がある

それは、「当時は合法だった」 どれくらいの人が、生き方をねじ曲げられたのだろう どれくらいの人が、言い返せないままの人生を強いられたのだろう

合法ってなんだろう お役所が門前払いをするときの、もう一人のガードマン 過去の悪事を覆うときの、魔法の黒幕 正面を向いて説明できないときの、マジックワード

合法を振りかざす人は、みんなそっくり 威張っている人 なにかを隠そうとしている人 上の人に言われたとおりにしか振舞えない人

独裁者がよく言っていた
「どこがおかしい やっていることはすべて合法だ」
「今の私は、合法的に選ばれている」と
あのヒトラーだって

優生手術もそうだった わけのわからないうちに、メスを入れられていた 身体を押さえつけられ、麻酔を打たれ、だまされもした 命のバトンを壊しておいて、「当時は合法だった」

ハンセン病の隔離政策も 水俣湾での水銀のたれ流しも 原爆症の認定の狭さも やはり、「当時は合法だった」

いい加減に訣別しなければ 個人の上に居座る合法などもうたくさん いい加減に訣別しなければ 訣別は、"誰もがそのままでいい"が尊重される社会の入り口

ありがとうございました。林さん、ほんと朗読上手いね。 この詩も、今、色々な方にも広がっています。是非多くの人に広めてもらったらいいと思うんですね。 さて他にも、看過できない事象は、いくつかあります。 植松聖死刑囚が再審請求ということについても、本当は、いろんな問題が横たわっていますので深めたいと思っています。私も植松死刑囚とは3回面談をしており、そのこともお話ししたいと思いますが、今日は時間がありません。精神障害者に関する問題でいうと、いま裁判になっている長期入院問題や身体拘束問題があります。身体拘束は最高裁で勝ちましたけれどもなっているということ。65歳問題や、あるいはJRの無人駅問題もあります。障害者は困ってしまうわけです。そして京都で起こったALS患者さんの、嘱託殺人。本当に医者の対応が良かったのかということ。どれも大事なことなので、またチャンスがあったらお話を出来ればいいと思いますし、他の文献で補ってもらえればと思います。

#### II 障害のある人の過去

次は、戦争の話です。今、障害者がたくさんウクライナで苦労している。障害を持っているゆえに苦労している。それから、優生思想の問題も今でも続いている。まだ未決着問題。こういう問題は、過去をたどるといったいどこに行きつくのか。うんと昔、有史以来という見方もできるのですが、私の考えでは、今遡るとナチス時代が一番激しかったと、そしてそこから影響を受けているなと思います。このことはやはり知っておかないといけないと思います。私は学者ではありませんから、自分なりにいろいろと勉強して、今言ったような、一つの源流はナチスにありという感覚をつかんでドイツに渡りました。自分なりに何人かにお会いして、確信をもって帰ってきて、NHKに提案して、共同取材しませんかと言ったのが2015年。ちょうど戦後70年でした。その特別企画の一環として、ナチス時代の障害問題を一緒に深めようということになりました。そして2015年5月と7月から8月にかけての2回、ドイツ国内の1600㎞を動いて、証言やいろいろなことを映像に撮ってきたわけです。NHKは10数回放映しましたが、一番よかったのはETV特集です。土曜日の23時から放映するあの番組が、一番純粋に問題提起ができる、スタッフの気持ちが一番投影されている番組だと思います。NHKのその他の番組では、多少ねじ曲がってしまって、なかなかうまくいかないのですが、ETV特集でも取り上げてもらいました。その1時間番組を5分間に縮めて今日持ってきましたので、まずは過去を、一部を観てもらって、そこからお話をまた始めようと思います。アシスタントのきょうされん多田事務局長宜しくお願いします。

#### (NHK 動画)

ナレーション:第2次世界大戦の終結から70年。この節目の年にドイツを訪れたのは、長年、日本の障害者施策に提言を続けてきた藤井克徳さんです。藤井さんは今年どうしても向き合いたい歴史がありました。戦時中、精神障害者や知的障害者などが大量虐殺されていました。

通訳(字幕):働く能力がなくて治療の効果もないと見られた人は、ガス室で殺害されました。

ナレーション:生きる価値がないとされ殺された犠牲者は20万人以上。殺害には医師たちが自主的にかかわっていました。そして、これが後にユダヤ人の大虐殺につながったこともわかってきました。殺害場所には、人目につきにくい施設が選ばれました。藤井さんが向かったのはドイツ中西部の町ハダマーです。当時の様子を覚えている人がいると知り、会いに行きました。ハダマーで生まれ育ったハインツ・ドゥフシエーラさん、82歳。ドゥフシエーラさんが強烈に覚えていることがあります。それは戦争から帰ってきた兵士が言った言葉でした。

ドゥフシエーラ:戦場で死体を焼いているにおいと同じだと言ったのです。それを聞いた大人たちはび

っくりしていました。満席のバスがしょっちゅう上がっていくのですが、帰りはいつもからっぽでした。 もう施設の中はいっぱいのはずなのにおかしいと、大人たちが言っていたのを覚えています。

ナレーション: ハダマーの精神病院の地下には今もガス室の跡が残っています。学芸員のレギーネ・ガブ リエルさんが犠牲者が通った道順を案内してくれました。バスから降りるとまずは医務室に連れていか れ医師の診察を受けます。

ガブリエル: 診察と言っても、実はただの名前の確認です。そしてこの1回の診察で医師は死因を決めました。そのために死因として、60項目の病名リストがありました。たとえば心臓発作とか、肺炎、腸炎、盲腸などです。

ナレーション:形だけの診察のあと、一人ひとり身長と体重が測られ、写真が撮影されました。その後、シャワーを浴びると説明され、裸にされて地下に連れていかれます。この先がガス室です。12 平方メートルほどの空間に、一度に50人ずつ押し込まれました。ガスが入れられた時間は10分。その後、遺体は滑りやすく加工された通路を引きずられて、焼却炉まで運ばれました。1941年8月までに6つの施設で犠牲になった人の数は7万人を超えていました。終戦後、もう一つの事実が明らかになりました。T4作戦中止命令後も障害者の殺害は続いていたのです。野生化した殺害、と言われるこの行為は、ハダマーだけでなく各地で行われていました。最終的な犠牲者は全国で20万人以上になっていました。

(NHK 動画終わり)

画面を観てもらってだいたい様子はわかったと思うのですが、20万人以上が殺害されたということです。最近の研究では50万人以上といわれています。ものすごい数の障害者が殺害されました。ドイツのナチス時代の優生政策っていうのは2つあったんですね。1つは遺伝性疾患子孫予防法、断種法。日本でいう優生保護法です。実は、日本の優生保護法は、そっくりとナチスから学んだのです。これが1つ。この犠牲者は40万人。日本と桁が違います。男は精管を全部切られる。女性は卵管と、あと卵巣にレントゲン照射をする。

これではもの足りないというので直接殺そうというのが T4 作戦です。T4 というのは、地名を表しています。ティアガルテン通り 4番地。ティアガルテンはドイツ語で動物園。動物園通り 4番地。動物園を撤去したあとがあって、ここに T4 作戦本部を作ったものだから、地名を使って T4 作戦としました。障害者を殺す。どういう基準で殺したかと言うと、働けない人、もっとはっきり言うと、兵隊になれない人です。T4 作戦の 2 つ目の特徴は、医者が積極的に加担したこと。なぜか。かねてからしたかった人体実験、これが念頭にあったのですね。ヒトラーの命令が怖かったわけではないのです。自分達がやりたいことがあったということ。こわいですよね。一番信頼していた医者が、主治医が、殺害する障害者の名簿を提出するということ。3 つ目の特徴は、ここで取り組まれたガスの効力や焼却炉の効力が、そっくりあのアウシュヴィッツのユダヤ人大量虐殺につながったこと。この NHK の番組のテーマはどうしようかという議論があり、私たちは「それはリハーサルだった」としました。リハーサル、何のためか。さっき言ったアウシュヴィッツの 600 万人殺しですよね。

画面を観ていただきますと、ここが今1か所だけ残っている、ハダマーという地域にある施設です。 フランクフルトから近い場所です。この地下室が12平米、7畳半ぐらいです。ここに裸にした障害のある人50人を1回に押し込めて、表から鍵を閉めて、そしてガスで殺す。ろう者も入っています。次に何が待っているかというと解剖台。ここで金歯を抜かれたり、臓器標本を作るための臓器を取り出され たりします。そして、焼却炉に回される。現在ハダマーの裏庭には追悼碑があります。「人間よ 人間を敬いたまえ」と書いてあります。現地でこれを読むと本当にじーんときます。将来、もしドイツに行くチャンスがあったら、ハダマーをぜひ訪れて、鎮魂の気持ちを捧げてほしいと思います。

日本でも戦時中、先ほども言ったように、障害者は、ごくつぶしとか、米食い虫とか言われました。 特に知的障害者は。軽度の場合にはいつも最前線、一番前に立て、敵と戦えと言われて、みんなバタバタ死にました。もう一つ言っておきますと、傷痍軍人といって、戦争で病気、障害のある人がいっぱいでたのですが、最も多かったのは精神障害なんです。陸軍は、大慌てで陸軍直営の精神科病院、ベッドが2,000 ぐらいある大病院を、肥前(佐賀県)、東京の小平市、新潟県の犀潟というところに作るということもあったようです。

## Ⅲ 障害者権利条約で障害のある人の近未来を

さて次に、そういう中で、私たちはこういう過去から決別をして、未来に向かっていかなければならない。その時に北極星のごとく、真っ暗な中で輝き、あの方向に行けば間違いないと示してくれるのが障害者権利条約なのです。率直に言って日本の障害分野はまだ暗闇です。そしてこの権利条約が導いてくれていることになります。障害者権利条約は国連の人権条約の中で28番目のものです。有名どころの子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、あるいは拷問禁止条約などからずっと遅れをとったのですが、ただ、遅れをとった分だけ、先輩の人権条約のいいところをほぼあますところなく詰め込まれているという点で言うと、この権利条約は非常にスムーズな内容です。

条約というのは国連で決めるのですが、その国々によって自分の国の法律に切り替えないと自分の国では効力がないのです。日本の場合、この切り替える作業を批准と言います。批准は、国会の過半数の議決(衆議院、参議院とも)が前提です。そして政府があらためて閣議でこれを受け入れると、国連の方に通知を出すんですね。受け入れましたよと。日本はこの作業を終えたのが2014年。今から8年前です。1月20日。国連に登録しました。批准した国際条約は日本の場合どうなるか。憲法98条の規定によって、国内法に生まれ変わります。国内法でも、一般の法の上位に来るのが一般的な解釈です。だから憲法がてっぺんで、真ん中に批准された国際条約があって、一般法が続く。一般法とは、例えば障害者基本法とか、今度の情報バリアフリー法とか、身体障害者福祉法、障害者雇用促進法などの法律になりますが、その上に居座るから結構強いのです。

この権利条約が素晴らしかったのは、なんといっても当事者が入って作ったということです。私もずっとニューヨーク本部で立ち合いました。作られる過程で、傍聴してきました。皆さん方がしょっちゅう耳にしている「私たち抜きに 私たちのことを決めないで」、このフレーズがもう何百遍となくあの国連の議場で繰り返されました。ルール、決まりで言うと、当事者は入る必要はないのです。政府の間だけで決めればよい、政府間交渉というのですが、これで決めてもいいのです、本当は、手続き上はそうなのです。

それを当時のアナン事務総長(故人)と、特別委員会の委員長さん(初代ガレゴスさん、二代目ドン・マッケイさん)の取り計らいで、当事者の声を聴きましょうとなりました。100日ぐらい審議日があったのですが、毎日後半の方では国際 NGO の代表の発言が許される。そのようなことを経て、国連は、「私たち抜きに 私たちのことを決めないで」ということを実践したわけです。この過程がなかったら権利条約は、こんなに存在感、親近感のあるものではなかったと思います。物事というのは、兵通

研もそうかもわかりませんけれども、作られる過程、作っていく過程にすべてがあると実感したのです。

では、何が中身かというと、固有の尊厳ということや、他の者との平等を基礎に、これは一般市民との平等ということを繰り返し言っています。それから新しい障害者観、これは社会モデルといいます。そして合理的配慮。アファーマティブ・アクション。アファーマティブ・アクションは、事実上の平等を確保するための区別は差別に当たらないとすることです。具体的に言うと、障害者が学校や就職試験を受ける時に、試験時間は障害のない人の1.5倍です。これは区別だという意見もありました。でも、事実上の平等を確保するために1.5倍は必要なんだ、こういう区別は差別に当たりません。障害者の法定雇用率、これもやはり障害者の平等を確保していくためになくてはならない区別、配慮ということです。 これがアファーマティブ・アクション。今日はこのことは特にもう言及できません。でも、いろいろな方法で学べますのでね。

最初にあげた、固有の尊厳ということがとても大事です。日本国憲法を権利条約と重ねると、なるほど、いいものはやっぱり突き詰めていくと重なっていくなと感じます。例えば、今言った、権利条約が大切にしている「固有の尊厳」という言葉。日本国憲法 13 条をみて下さい。幸福権追求。こう書いています。「すべて国民は個人として尊重される」。権利条約の方は第3条の一般原則、その筆頭、冒頭に「固有の尊厳」と書いてあります。同じ意味です。権利条約と憲法とは、非常にエキス、深い要素が似ているということです。

もう1つ、今日準備していたのは手話に関してです。今日お手元のレジメに書いておきました。条文で言うと、第2条の定義に始まって、9条のアクセシビリティ、21条の表現および意見の自由のところ、それから24条の教育、30条の文化・スポーツと、手話ということばがあちこち出てきます。教育のところと第21条の表現の自由では、2回出てきます。これはぜひ、暗唱とはいいませんけども大事にしてほしい。なぜそう言うかというと、最初の頃は、手話を入れるのをやめようという意見が強かったのです。強かったというより、そういうことを主張した国があったのです。特に中国です。どうしてか。手話を言語して認めてしまうと、うちの国では少数民族の公用語をめぐって問題になっていて、自分たちの言語も認めろ、というふうなことが起こりうる。うっとうしい。だから手話を言語と認めるのはダメよ、とこうなったのです。ここは民間が頑張って、ロビー活動というのですが、中国の政府を私たちみんながまわって、なんとかここは手話を言語にとはたらきかけた。こんな一幕が後半の方にありました。中国以外にも、他にも消極論が何か国からもあった中で、ようやく手話は言語に入って、他の条文にも入った。ぜひ大事にしてほしいですね。日本の場合も早く手話言語法を制定すると。

今日は、お手元に障害者権利条約の全文を上山さんに準備してもらいました。もし、見られる余裕があったら17条を見てほしいです。これは、権利条約の50か条のうち、最も短い条文です。でも私が一番好きな条文です。どう書いてあるかというと「その心身が、そのままの状態で尊重される権利を有する」。障害当事者が、家族が、どれくらいこの条文で救われるか。先ほど、河﨑先生のお話で、僕は後半しか聞いていなかったのですが、日本語から訳して日本手話にするのではなくて、日本手話から始まって、日本語に翻訳をする。つまりスタートがろう者という考え方。今までは、社会の基準に障害者が這い上がろう、這い上がろうとしてきた。そうではなくて、社会の側から障害者に近づきましょうと、こう言ってるんですよ。このように、どこを見てもキラキラしているのが権利条約。あらためてこの兵通研の中で権利条約を、深めてほしい。いくら深めてもいいです。噛めば噛むほど味が出るのはスルメ

ですが、もっといい味です。煮込めば煮込むほどいい味、ビーフシチュー。もっとおいしいものが出てくる。そんな風にして考えてもらったらいいと思います。

さて、最後のコーナーに移ります。兵通研の皆さんへの期待。そこに入る前に最近気になる言葉があります。ちょっと見ていきましょう。「自助 共助 公助」。これが当たり前のように使われています。元々、「自助」という言葉は、自由民権運動のところで自助社という政党の名前だったのです。海外とぶつかっていく時に自助社という政党名だった。「共助」は、第2次世界大戦中、これもひどい話ですが、大政翼賛会に政党が一本化して、その補完的な機構として隣組が作られました。その時に作られた言葉が共助隣保という言葉。だから共助は元々の始まりは戦争用語です。「公助」は一番新しい岩波の広辞苑、辞書にも出ていません。勝手に作った言葉なのです。1つ1つの言葉の意味もおかしいし、背景があるのですが、問題は順番です。先に自助があって、だめだったら共助があって、最後に公助、こういう論法。「自助 共助 公助」というとスマートに聞こえるけれども、自助というのは自己責任、共助は障害者からすると依存です。そして、公助は公的責任の放棄になります。私たちが今考えている方向は何かというと、自助ではなく自己決定、公助ではなく憲法25条の公的責任。これががっちり握手をする時に本当の社会保障とか、社会福祉とか、ろう者への本当の支援の質が担保される。

「自助 共助 公助」がいつから公的に使われだしたのか。80年代から学者は使っていましたが、はっきり登場したのは自民党の2010年綱領改正、もう12年前です。政党の綱領は、政党の憲法みたいなものです。この中に「自助 共助 公助」が今でも入っています。強大な与党なわけですから、政府に影響が及ぶのだけれども、いろいろなところに頭を出してくることの大本はここにあるということです。今後とも何かあるにつけ頭を出してくる訳になります。

それから最近気になるのは、軍事費とか防衛費について、GDPという、国民のみんなが作り出すいわば生産高 (600 兆円ぐらいになります)、その2%ぐらいまでを上限にしてもいいのではないかという議論が起こっています。金額にすると 11 兆から 12 兆円です。現在 6 兆円弱ですから、ざっと 2 倍ぐらいになる。

次の絵は、安倍さんが首相の頃に作ったものですが、シーソーを表しています。これは私が言ったのではなく、ドイツのビスマルクが昔言ったことですが、「大砲か、バターか」。大砲は軍事力です。バターは社会保障です。やはり軍事費が増えると、絶対にその対抗軸としてある社会保障が減っていくという原則。では、シーソーの社会保障が増えるとどうなるかというと、障害者を含め、老人を含め、手話通訳者も含め、ろう者も含めてみんな助かる。助かるだけではなくて、軍事費が減りますから、平和が近づく、戦争を遠ざけるということ。こういうことをみんなに考えてもらってもいいのではないかなと思います。

最後に、憲法というと9条とか25条が有名ですが、私がとても大事にしているのは97条です。皆さん方が今日帰ったら憲法11条をご覧になってください。実は、103条項ある憲法ですが、唯一重複しているのが11条と97条なんです。これは間違ってそうなっているわけではないです。それぐらい大事な条文だから、あえて重複してあるのです。ところが、今の自民党の改憲案を見ると、重複してあるから97条は省きましょう、と言っている。私は本当にそれでいいのかなと思っています。97条はどう書いているかというと、最後のスライドになります。「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将

来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」まるで一遍の詩を 読んでいるような感じではないですか。しかも、時間軸をたっぷりとってある。「人類の多年にわた る」、それから、「過去幾多の試錬に堪へ」、「現在及び将来の」「侵すことのできない永久の権利」 これをとっぱらってしまおうという乱暴な意見があるわけです。改めてこのあたりもしっかりおさえて おく必要があります。

### IV 兵通研関係者のみなさんへの期待

さあ、兵通研の皆さんたち、あるいは兵通研でなくても今日参加している皆さんたちに、最後に4つのキーワードをここに挙げておきました。

「知ること」。今日もいっぱい知ったと思います。「わかること」。知るとわかるが大違いと理解でき るとたいしたものです。「わかる」ためには知ったことを掘り下げて、近接領域を、例えば、今日藤井 の話を聞いているとどうも歴史も少しわからないといけないな、などと、もっと関係するところを深め ていこうとしてもらえればと思います。そして、わかったら自分の口でちゃんと言えるか、書けるか。 他者に「伝えられる」か。そして伝えるだけではなく「動くこと」。この、知る、わかる、伝える、動 くことをもって、運動と言っても良いかもしれません。あるいは、4つを合わせた時に、気づく力。今 問われているのは気づく力、とっても大事なこと。もう1つは今言った運動ということ。運動は集会な どだけではありません。知ることから始まって、わかって、伝えて。今日も私は一生懸命伝えていま す。伝えるということも、得をするのは、伝えられる方だけではないです。こう見えても私は一生懸 命、私自身は全く目が見えませんから、今日これを準備するために、自分なりにもう一回勉強するわけ です。頭に入れるわけです、一生懸命。今日実際一番得をしているのは、私かもしれません。伝えると いうことの中で。動くということも、もちろん、国を動かすとか、国会議員を動かすとか、県を動かす とかあるかもわかりません。一般の人をもね。でも、皆さんたちが、例えば兵通研で、「この署名に取 り組もうか」となった時に、仮に街頭でもいいですし、友人にでも、職場ででも、「この署名お願い よ」と言った時、実は無言で返ってきている言葉があります。「マイクを持っているあなた、署名を私 に勧めるあなた、そういうあなたは?」と先方は言っているわけです。「そういうあなたは?」と。そ うすると、運動は他者を変えるだけではなく、実はそれ自体が紙やすりみたいなもので、もう一回自分 を磨くということになってくる。運動は他者を変えるだけではなくて、自分も変わるということ。私は 通訳士だから技術面を学べばいいと思うんだけども…と、そうはいかないんです、やっぱり。技術を支 えていく大きな理念、土台というところ。今日の冒頭のタイタニック号ではないですが、船の進路と、 運動、動くことが大事。しかも、動く、伝える、わかる、知るが、合わせて運動、合わせて気づく力と いうこと。今日もその一環になれば嬉しく思っています。

この次は是非直にお会いして、みなさんと同じ空間でお話しできることを楽しみにして、今日の私のお話は終わります。今日はどうもありがとうございました。